

## 議案第 7 1 号

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について  
道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、首都  
高速道路株式会社が別紙のとおり埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の  
額及びその徴収期間を変更することについて、同条第 7 項の規定において準用する同  
条第 3 項及び第 4 項の規定により同意することの議決を求める。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

(別紙)

埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間について、その一部を次のとおり変更する。

4(1)イ(㊦)を削る。

5中「令和47年9月30日」を「令和56年3月20日」に改める。